

## 令和4年6月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 令和4年 6月17日（金） 開会 午前11時34分  
閉会 午後 0時58分

場所 第1委員会室

出席委員 藤井健志委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
関根信明委員、宇田川幸夫委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
八子朋弘委員、井上航委員、萩原一寿委員、白根大輔委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、  
堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、  
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第90号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	原案可決

#### 2 請願

なし

### 【付託議案に対する質疑】

#### 関根委員

- 1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金とは何か。今回の国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づいて措置されたものか。
- 2 どういった経費を対象に交付されるものなのか。市分への財源手当はどうなっているのか。
- 3 交付金の補正計上額の積算の考え方はどうなっているのか。

#### 財政課長

- 1 今回の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、国が4月28日に予備費を活用して増額したものである。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給などをするために設けられたものである。
- 2 今回計上する低所得のひとり親世帯への特別給付金では、児童扶養手当受給者等を対象に、児童一人当たり50,000円の給付金と、それに伴う事務費が全額交付対象となる。この特別給付金は児童扶養手当のスキームを活用して支給するため、町村分は県で予算措置し、市分は市で予算措置を行う。市の財源は国から市に直接交付される。
- 3 町村分の児童扶養手当は4月の支給人数を1.1倍して十分な額を予算計上している。公的年金等を受けており児童扶養手当の支給を受けない者及び直近の収入が大幅に落ち込んだ者は令和2年度の支給実績を1.1倍して予算計上している。

#### 関根委員

- 1 町村分を予算計上しているということだが、市分は本補正予算には計上されていないということでしょうか。
- 2 低所得のひとり親世帯に対して児童一人当たり50,000円支給とのことだが、地方創生臨時交付金による支給額の上乗せについて検討はされたのか。

#### 財政課長

- 1 町村分については県が予算計上し、市分についてはそれぞれの市で予算計上することとなっている。
- 2 県内の市町村では、2市1町が支給額の上乗せを行う予定ということは伺っていたところだが、本事業の制度設計時において、町村から県で上乗せをしてほしいとの要望はなかったということ、近県において、県が管轄している町村分の支給について県が一律に支給額の上乗せをするという動きがないこと、県内の市において、現時点では上乗せ補助を行う予定の団体が2市しかないという点を勘案し、県が町村分を更に上乗せすることには議論の末至らなかった。

#### 宇田川委員

- 1 家計急変世帯を1.1倍で積算をしているとのことだが、仮に家計急変世帯が想定よ

- りも増加した場合、国から交付金は措置されるのか。
- 2 今回の給付金の支給ではシステム改修をすることになるが、6月末までに支給できるのか。

### 財政課長

- 1 国からは6月末までに支給してほしいとの依頼がある。それに基づいて今回、急施でのお願いしている。国には5月24日までの交付申請が求められ、国からは5月27日に交付決定がなされ、6月10日に概算払がされている。概算払された金額は2億5,000万円ほどであり、県が立替払をすることなく、すぐに支払える状況になっている。国は概算で交付し、不足分については実績に基づいて変更の交付申請を出すこととなっているため、家計急変世帯が想定より増えてしまってもしっかりと対応できると考えている。
- 2 児童扶養手当の仕組みを使って、今回の給付金を支給する振込先一覧を作成するためにシステム改修が必要となる。議決をいただいた後、すぐにシステム改修の契約をし、6月21日に支給の決定通知を送付し、6月30日には振り込みができるのではないかと福祉部から聞いている。県内の市においても、6月末までに全市が振り込み可能だと聞いている。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---